

回 覧 令和3年10月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| <重要> | 1 | ◆【新型コロナ】県独自の緊急事態宣言発令で影響を受けた事業者などに支援を行っています |
| | 2 | ◆町外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ
ふるさと三股・学生応援事業「みまたはあと便」のご案内 |
| <募集> | 3 | ◆都城高専後期公開講座「素粒子物理学とその歴史～古代元素説から素粒子論入門まで～」の受講生を募集します |
| <お知らせ> | 4 | ◆第49回衆議院議員総選挙の期日前投票会場をお知らせします
◆第49回衆議院議員総選挙の特例郵便等投票のお知らせ |
| | 5 | ◆マイナポイントおよびコンビニ交付（予定）のお知らせ |
| | 6 | ◆ハローワークの求職者支援制度を知っていますか
◆令和3年自動車起終点調査のご協力のお願い |
| | 7 | ◆公共交通を利用される皆さんへ 調査にご協力ください
◆空家など実態調査を実施します |
| | 8 | ◆日本語学習支援者養成講座in三股町を開催します |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110（直通）

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| <お知らせ> | 9 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 10 | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
◆合同金婚式を開催します |
| | 11 | ◆公共下水道に接続しましょう
◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します |
| <保健と福祉> | | （高齢者） |
| <保健と福祉> | 13 | ◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます
（一般） |
| <農林畜産業関連> | | ◆農地の相続手続きはお済みですか？ |
| <相談> | 14 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆日本弁護士連合会が無料法律相談会を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆【新型コロナ】県独自の緊急事態宣言発令で影響を受けた事業者などに支援を行っています

8月11日、県は独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店などへの営業時間短縮や不要不急の外出自粛などを要請しました。

県と町は、この宣言の影響で売上高が減少している事業者などへ、次の支援を行っています。必要書類などの詳細は、県または町の公式サイトをご確認ください。

■町独自の支援 =

●飲食店関連事業者などを支援します

飲食店などへの営業時間短縮の影響で、売上高が減少している町内事業者へ給付金を交付します。



詳しくはこちらから

給付金額	1事業者あたり20万円
対象事業者	①時間短縮営業した飲食店と直接取引のある事業者 ②タクシー事業者、代行運転事業者 ③県の時短営業協力金の対象から外れた町内飲食店などの経営者 ④町内の宿泊施設を運営する事業者 ⑤町指定のイベント※に過去3年間で出店または取引実績のある町内の事業者など ※春まつり、モノづくりフェア、ふるさとまつり、みまたん霧島パノラマまらそん
給付の条件	次の条件をどちらも満たす事業者。 ①令和元年または、令和2年分の確定申告における年間売上高などが80万円以上 ②原則として、今年8月または9月（イベント関係事業者は今年3月から9月のいずれか一月）と前年または前々年同月比で、売上高が20%以上減少したこと



詳しくはこちらから

■県と連携して行う支援 =

●営業時間短縮の要請に応じた飲食店を支援します

県の営業時短要請に応じた、町内の飲食店を運営する事業者へ、協力金を支給します。

協力金の額	店舗の1日の売上高に応じて2.5万円/日～7.5万円/日
-------	------------------------------

■県の支援 =

①飲食店関連事業者などを支援します

県の飲食店などに対する営業時間短縮要請で、直接的に影響を受けている事業者に、支援金を支給します。



詳しくはこちらから

支援金の額	1事業者あたり10万円（月額）
対象事業者	①営業時間短縮の要請に応じ、協力金を受給した飲食店などと直接取引のある県内事業者 ②タクシー事業者、代行運転事業者
給付の条件	営業時間短縮要請の対象月の売上高が前年または前々年同月に比べ、50%以上減少していること。ただし、減収前の月の売上が10万円以上であること

②県内事業者を緊急支援します

県の緊急事態宣言で大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者に、支援金を支給します。



詳しくはこちらから

支援金の額	10万円
対象事業者	時短要請協力金を受給した飲食店などを除く、県内の中小企業・小規模事業者
給付の条件	令和3年8月または9月の売上が、前年または前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること （8月と9月の両月が減少している場合は、さらに10万円の上乗せ。ただし、減収前の8月と9月の売上合計額が20万円以上であること）

- ★・町独自の支援、県と連携して行う支援のお問い合わせは、企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）☎：52-9084（直通）
- ・県の支援のお問い合わせは、県商工政策課 ☎：0985-44-2614 または ☎：0985-44-2615 をお願いします。



◆町外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ ふるさと三股・学生応援事業「みまたはあと便」のご案内

町では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本町出身で町外在住の学生に、ふるさと三股から本町の特産品などを詰め合わせた応援品を送る「ふるさと三股・学生応援事業 みまたはあと便」を行います。

本町は、新型コロナウイルスに負けずに頑張っている学生の皆さんを応援します！町内の保護者の皆さんには、町外で頑張っている学生へこの内容をお知らせいただくようお願いします。

■対象者＝

この事業の対象者は、次の要件を全て満たす学生です。ただし、応援品を受け取れるのは、お申し込みのあった人の中から、対象者の要件を満たす先着300人に限ります。

- ・町外（※海外は除く）の高校、専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校などに在学し、申込時に町外に居住していること。
- ・保護者の住民登録が三股町内であること。

■応援品＝

ふるさと三股を感じる特産品（米、肉、お茶、調味料）、感染症対策用品など2万円相当分です。常温品と冷凍品があり、その両方を送付します。ただし、発送は別々に行います。

■申し込み方法＝

学生本人が申込フォームに必要事項を記入し、申し込みください。申し込む際に費用は発生しません。また、申し込みは一人1回のみです。

なお、郵送やFAXでの申し込みも可能です。詳しくは、町公式サイトを確認してください。

[町公式サイトアドレス]

<https://www.town.mimata.lg.jp/contents/1013.html>



■申込期間＝

10月11日（月）から11月19日（金）までです。

ただし、定員になり次第、受付を終了します。

■応援品の発送＝

申し込み後、1カ月以内に順次発送します。

最終発送は、12月上旬を予定しています。

■その他＝

申し込み時もしくは、応援品受け取り後に、ふるさと三股への思いなどの簡単なアンケートを行いますので、ご協力をお願いします。



★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）

☎：52-9085（直通）をお願いします。

◆都城高専後期公開講座「素粒子物理学とその歴史～古代元素説から素粒子論入門まで～」の受講生を募集します

■講座内容 =

我々の世界を構成する最も根源的なモノは何か？世の中の物質を細かく分解していくと、素粒子と呼ばれる最も小さなモノから構成されていると考えられ、クォーク・レプトン（電子やニュートリノ）・ゲージ粒子・ヒッグスなど、さまざまな素粒子が発見されてきました。人類はどのようにして小さな世界の物理を発見してきたのか、さまざまな素粒子はどのような役割を担っているのか、素粒子論と実験の歴史を一緒に学び、目に見えない世界を覗いてみませんか？



■開催日時 = 12月10日（金）～令和4年1月28日（金）
全6回予定 午後6時30分～8時

回	日 時	内 容
1	12月10日（金）	量子世界と物質の構造
2	12月17日（金）	原子模型とラザフォード散乱
3	1月 7日（金）	基本相互作用（ゲージ相互作用）
4	1月14日（金）	素粒子標準模型
5	1月21日（金）	加速器実験
6	1月28日（金）	素粒子と宇宙の関わり～素粒子論的宇宙論入門～

※日程は都合により変更することがあります。

■対象者 = 町・市民一般（高校・大学・高専生、一般成人、初心者向け）

■募集人数 = 15人程度（先着順のため定員に達し次第募集を締め切ります）

■講師 = 都城高専 一般科目講師 阿部裕悟氏

■場 所 = 都城高専 図書館1階 ICTみやまルーム

■申込期間 = 10月18日（月）午前9時～11月4日（木）必着

（申込開始日前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。）

■講習料 = 6,400円

■申込手続 =

FAX、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。

●FAX：指定の教養講座申込書に記入の上、申し込みをしてください。

●メール・はがき：記載事項を記載の上、申し込みをしてください。

●インターネット：都城高専公式サイトから申し込みをしてください。

※原則、電話でのお申し込みはできませんのでご了承ください。

■記載事項 =

①講座名 ②氏名（ふりがな） ③性別 ④年齢

⑤自宅の郵便番号・住所 ⑥電話番号

⑦メールアドレス（日中に電話での連絡を受けることが難しい場合）

⑧学校名・学年（学生のみ）

※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に関する詳しい対応は都城高専の公式サイト「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をご覧ください。

※受講者決定時点のお住まいの地域の感染状況によっては受講をお断りする場合がありますのでご了承ください。

※対象者の同伴者として中学生以下も受講が可能です。ただし、資料などの配布は行いません（中学生以下の同伴者の講習料は不要です）。申し込み時に同伴者のお名前、ご年齢を備考欄にご記入ください。

※2回目以降からの受講も可能ですが、講習料は全額徴収します。

※メールで申し込みの場合、数日以内に受け付けの連絡をメールで行います。連絡がない場合には不着の可能性がありますので、お手数ですが電話にて確認の連絡をお願いします。

※FAX・はがき・インターネットで申し込みの場合には、受付の連絡は行っていません。

※先着順のため定員に達し次第募集を締め切りますが、受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合ははがきにて連絡します。

※受講の可否を早めに確認されたい場合は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

※講習料は事前徴収です。徴収方法は受講決定時にお知らせします。

※開催中、都城高専の教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、都城高専の公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

※申し込み時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

★お問い合わせ・お申し込みは、都城高専 総務課企画係

（お問合せ受付時間：平日午前8時30分～午後5時）

（〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473-1）

☎：47-1306 / FAX：38-1508

Eメール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp（携帯電話等からも可能です）

※募集案内および受講申込書は都城高専公式サイトからダウンロードできます。

URL → <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>

◆第49回衆議院議員総選挙の期日前投票会場をお知らせします

今年予定されている衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査は、**期日前投票の会場がこれまでと変わります。**

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、密を避けるスペースを確保するためです。

なお、選挙日程は、決定次第、回覧などで改めてお知らせします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



■期日前投票(不在者投票)とは？

投票日に仕事などの用事で、投票ができない人は、期日前投票(不在者投票)ができます。

■期日前投票の場所

これまで	今回
町役場1階ロビー	町立文化会館エントランスホール
第6地区分館(出張所)	第6地区分館(出張所)
町西部地区体育館(出張所)	町西部地区体育館(出張所)
JR三股駅多目的ホール(出張所)	

■投票できる人

年齢満18歳以上の日本国民で、欠格条項に該当しない人

■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

- ①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人(一定の条件があります)
- ②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人
- ③特定患者など(新型コロナウイルス感染症患者など)

※郵便で不在者投票をする場合の手続きに関しては、事前にご相談ください。

★お問い合わせは、
町選挙管理委員会

☎：52-1112(直通) お願いします。

◆第49回衆議院議員総選挙の特例郵便等投票のお知らせ

今年予定されている衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査では、町の選挙人名簿に登録されている人で新型コロナウイルス感染症に感染し、一定の要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。

■特例郵便等投票の対象となる人 =

次の①、②のどちらかに該当する人で、公示日から投票日までの間、宿泊療養施設または自宅などで療養すると見込まれる人。

- ①感染症法・検疫法の規定により**外出自粛要請を受けた人**
- ②感染症法・検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて**宿泊施設内で療養している人**

※濃厚接触者は対象となりません。

投票所での投票などに不安があればご連絡ください。

■手続きの概要 =

投票日当日の4日前までに(必着)、町選挙管理委員会に投票用紙を請求する必要があります。請求書様式や必要な添付書類などについては、町選挙管理委員会までお問い合わせください。



★お問い合わせは、
町選挙管理委員会

☎：52-1112(直通) お願いします。

◆マイナポイントおよびコンビニ交付（予定）のお知らせ

マイナポイント対象者（4月30日までにマイナンバーカードの申請をした人）**向けのポイント対象期間が12月末までに延長**となりました。また、お問い合わせが多い質問をまとめました。

【はじめに】

- ・ 今年は、12月28日 午後5時まで町役場は開いています。
- ・ 次のトラブルが考えられます。
できるだけ早く、カード受け取り・ポイント申し込み・チャージなどすべての手続きを済ませておくことをおすすめします。
- ・ キャッシュレスサービスの仕様上、ポイントをもらうための登録から2日ほどたってからチャージをしないといけない決済サービスがあります。（paypayなど）
- ・ 期限寸前（12月末）は全国からの大量申し込みによる、システム障害などにより申し込みができなくなる可能性があります。

1. ポイントがもらえる条件は？

次の条件を満たしている場合に限ります。

- ① 4月30日までに、マイナンバーカードの申し込みをすませたカードであること。
- ② 「利用者用電子証明書」を搭載したマイナンバーカードがあること。
（顔写真欄に手書きで日付を記入しています）
- ③ マイナポイントの登録手続きを済ませていること。
- ④ 対象のキャッシュレス決済で、令和3年12月末までに合計で2万円分のチャージまたは購入を行っていること。
（12月末までのチャージまたは購入の額の合計が2万円以下の場合、その額に応じたポイントとなります）

2. 今の時点でカードを受け取っていないとだめですか？

「1.」の①を満たしている人のカードであれば、受け取りに来ていただいた後②以降の手続きができるようになります。

3. まだポイントがつかないのですが？

①チャージまたは購入はしましたか？

- ・ マイナポイントは、対象のサービスでチャージ（お金を入れる）または購入することで、その25%を還元する仕組みです。

➡千円で250円、2万円で5,000円（上限）

つまり、1円もチャージまたは購入していなければポイントはつきません。
（チャージ・購入のどちらかはサービス次第）

②ポイントが付くタイミングはありますか？

- ・ ポイントが付くタイミングは、チャージなどからすぐ・翌月末・翌々月などサービスにより異なりますのでご確認ください。

③付いたポイントを自分に入れる作業はしましたか？

- ・ 楽天EdyやWAONなど、ついたポイントをお店の機械で自分のポイントにするための操作が必要なものがあります。
詳しくは、お店にご確認ください。

※コンビニ交付（予定）について

マイナンバーカードを利用した**コンビニでの証明書発行**（住民票など）は、**令和4年1月下旬に開始予定**です。

現時点では、コンビニでは証明書は取れませんのでご注意ください。

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎：52-9630（直通）にお願いします。



◆ハローワークの求職者支援制度を知っていますか

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、一定要件を満たす場合、月10万円の生活支援の給付金を受講しながら、訓練を受講できる制度です。

給付金の支給要件を満たさず受給できない場合であっても、訓練を受講することができます。

※受講料は無料（テキスト代などは自己負担）です

※毎週月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）、
訓練時間はおおむね午前9時～午後4時



■科目・実施施設・募集期間・訓練期間・定員

簿記・パソコン基礎科(支援) (都城地域高等職業訓練校)	募集期間：9月13日～10月25日 訓練期間：11月15日～3月14日（4ヵ月） 定員：15人
Netshop サイトデザイン科(支援) (株式会社スコラ)	募集期間：8月31日～10月15日 訓練期間：11月12日～5月11日（6ヵ月） 定員：14人
よくわかる オフィスワーク科(支援) (株式会社スコラ)	募集期間：9月22日～11月15日 訓練期間：12月14日～6月13日（6ヵ月） 定員：14人

★お問い合わせは、
ハローワーク都城 職業訓練担当窓口
☎：22-1745（42#）
をお願いします。



宮崎労働局
公式サイト



ハロワーク

◆令和3年自動車起終点調査のご協力をお願い

国土交通省は、自動車の利用実態を把握することを目的に、全国一斉に「全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査」を実施します。

この調査は、国土交通省が管理する自動車登録情報から調査対象車両を無作為に抽出し、ある一日の自動車の利用状況についてアンケートを実施するものです。

町民の皆さんが回答した内容は、道路に関するさまざまな問題（渋滞、交通事故や環境など）を解決するための基礎資料として活用し、目的以外には使用しません。

国土交通省から選ばれた車を所有するお宅にお願いはがきを送付され、その後本調査票を送付されますので、調査の趣旨をご理解のうえ、調査へのご協力をお願いします。

また、国土交通省がサポートセンターを設置していますので、調査票記入などで不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。



■調査日 = 9月～11月

■調査内容 = 自動車の利用状況について、調査票またはインターネットによるアンケート方式で回答

■対象者 = 国土交通省が管理する自動車登録情報から無作為に抽出された車両の所有者

■配布方法 = 郵送配布

★お問い合わせは、本調査実施主体である

- ・国土交通省 道路局企画課 道路経済調査室
- ・国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 調査第二課

☎：0985-24-8502（直通）

サポートセンター：0120-562-922

をお願いします。



◆公共交通を利用される皆さんへ 調査にご協力ください

町内で運行する公共交通の利用実態を調査し、実情に合った交通計画を策定するため、黄色の腕章を付けた調査員が、次のような調査を行います。数分で終わる簡単な調査ですので、ご協力をお願いします。

■調査方法＝

鉄道	調査場所	三股駅
	調査方法	調査員が駅利用者に直接聞き取りを行います
	調査日	10月13日(水) 午前7時～午後6時 予備日:20日(水)
路線バス	調査場所	三股駅、都城東高校前
	調査方法	調査員が路線バス利用者に直接聞き取りを行います
	調査日	10月13日(水) 午前7時～午後6時 予備日:20日(水)
コミュニティバス くいまーる	調査場所	全路線
	調査方法	調査員が始発から終発までバス車両に乗車し、調査票を配布・回収します
	調査日	10月12日(火): 田上・蓼池コース、 樺山・宮村・植木コース 10月13日(水): 長田・梶山コース 10月14日(木): 内ノ木場・梶山コース

★お問い合わせは、
町地域公共交通会議（事務局：総務課 行政係（2階 ②番窓口））
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆空家など実態調査を実施します

適切な管理が行われていない空家などが防災や衛生、景観などの面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている可能性があることから、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全、空家の利活用などのため、町内の空家などを特定する現地調査とアンケート調査を実施します。

調査は、町と業務委託契約した「株式会社 パスコ」が行います。

■調査区域＝町内全域

■調査対象＝戸建て住宅

※建築物または付属する工作物およびその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)

※一部が空家などになっている集合住宅、共同住宅、国または地方公共団体が所有管理するものは含まない。

■調査実施時期＝9月～令和4年1月

■調査方法＝

●委託業者による現地調査（9月～10月（予定））

委託業者が空家などの外観調査や写真撮影を実施します。
また、近隣住民への聞き込み調査を実施する場合があります。
ご理解・ご協力よろしくお願いします。

※調査員がみだりに空き家の敷地内に入ることはありませんが、居住や使用の有無を確認するため、敷地内に立ち入ることがあります。

※調査員は、町発行の証明書と腕章を携帯しており、金銭の要求や物品の販売を行うことは一切ありません。

●アンケートによる意向調査（12月～令和4年1月（予定））

現地調査後、空家などと思われる建物の所有者または管理者に対し、アンケート調査を郵送で行います。

今後、町で空家などに関する施策を検討していく上で参考にしたいと考えておりますので、アンケートのご協力をよろしくお願いします。

★お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9065（直通）をお願いします。



◆日本語学習支援者養成講座in三股町を開催します

令和2年12月末現在、宮崎県西地域には2,766名の外国人が暮らししており、その背景や国籍はさまざまで、日本語のレベルや日本語を学ぶ目的も違います。

多様な外国人住民と日本人住民が集う地域日本語教室は、日本語学習の場だけでなく、交流を通してお互いの文化を理解し、地域の暮らしで必要な情報を交換する場、そして外国人住民の地域参画のきっかけとなり、一緒によりよい地域づくりを目指す場でもあります。

外国人住民への理解を深め、異文化コミュニケーションのコツや日本語教育の多様性を学び、地域における日本語学習支援を一緒に考えてみませんか？

■講座日時・内容 =

	日 程	内 容
1	10月30日(土)	日本語の習得
2	11月6日(土)	世界の中の宮崎と日本語教育
3	11月13日(土)	異文化理解
4	11月20日(土)	やさしい日本語
5	11月27日(土)	異文化コミュニケーション
6	12月4日(土)	地域日本語教育の多様性
7	12月11日(土)	日本語の構造

※各回とも時間は、午後1時30分～4時30分

■場 所 = 町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」

■受 講 料 = 無料

■講 師 =

・長友 和彦先生(宮崎大学名誉教授・国際連携センター客員教授、MIES(宮崎国際教育サービス)代表)

・原田 真理先生(MIES国際事業推進部主任・日本語専任講師)

※その他複数の講師が担当予定

■受講対象者 =

- ・原則として全7回参加できる県内在住の人
- ・多文化共生や日本語学習支援に関心のある人、活動を始めたい人、活動を始めたばかりの人など
- ・受講後、宮崎県国際交流協会の日本語学習支援(地域日本語教室など)に協力いただける人

■定 員 =

10名(定員を超えた場合は抽選とし、初めて受講される人を優先します)

■申込方法 =

10月20日(水)までに申込書に必要事項を記入して、(公財)宮崎県国際交流協会へFAX、郵送にてお申し込みください。

申込書は町役場の企画商工課もしくは総合受付にて配布しています。



★お問い合わせ・お申し込みは、

(公財)宮崎県国際交流協会

☎: 0985-32-8457

FAX: 0985-32-8512 お願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額・・・6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

15棟

※定数になり次第、締め切ります。

■申し込み締切=11月30日(火)



2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

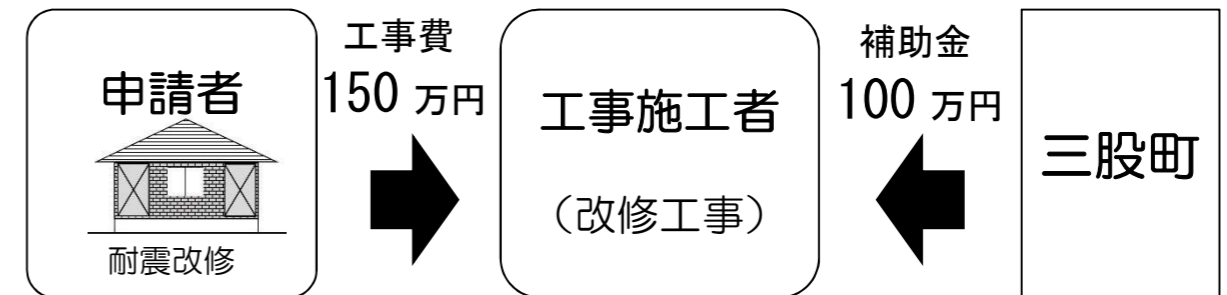
※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。

この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます

●「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用250万円するとき)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

8棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

■申し込み締切=11月30日(火)

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) お願いします。



◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆合同金婚式を開催します

町社会福祉協議会では、共に助け合い、励まし合いながら、手を取り合って50年を過ごしてきたご夫婦を祝福し、これからも健康で幸せな生活を送ることを願い、合同金婚式を開催します。

昭和46年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、またはそれ以前の届出で合同金婚式に申し込みをしたことがないご夫婦はぜひご参加ください。

また、そのようなご夫婦をご存知の方は、ぜひご連絡ください。

申し込みをした人には、詳細を後日文書で送付します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況次第で中止する場合があります。

■日 時 = 11月22日（月） 午前11時00分～午後0時20分

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み期限 = 10月29日（金）

■お詫びと訂正

9月15日号回覧で、表記に一部誤りがありました。訂正してお詫びします。

[誤] 昭和45年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、または・・・

[正] 昭和46年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、または・・・

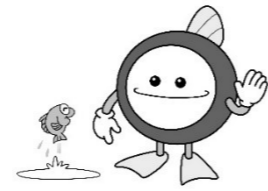
★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246

をお願いします。

◆公共下水道に接続しましょう

公共下水道が整備された地域（※1）には、早期接続をお願いしています。



公共下水道に接続すると、家庭からの排水は道路に埋められている下水道管を通して、下水処理場へ送られ、きれいな水にしてから放流しています。ご家庭まわりの道路側溝には、悪臭の原因となる汚水は流れません。また、側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることもつながります。

浄化槽から公共下水道へ切り替えると、接続工事費用や下水道使用料が必要となります。

その代わりに、浄化槽の保守点検費・清掃費・法定検査費・送風機の電気代などの費用が無くなり、メンテナンスなどのわずらわしさが軽減されます。

○公共下水道へ接続する場合は、町の指定工事店へご依頼ください。
町の指定工事店でなければ、公共下水道への接続工事はできません。

○公共下水道へ接続する時は、受益者負担金（一般家庭標準62,000円）が必要ですが、浄化槽やくみ取りトイレから早期（供用開始から3年以内）に接続する場合は、免除制度があります。

※1 公共下水道が整備された地域（公共下水道が利用できる地域）
上新馬場・下新馬場・今市・中原・花見原・東原の全区域
山王原・仲町・上米・稗田・東植木・西植木の一部の区域
梶山地区・寺柱・小鷺巣地区は、農業集落排水が整備されています。

下水道係では、下水道に関する相談を随時受け付けています。接続工事のことや費用のことなど分からないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

★お問い合わせは、
環境水道課 下水道係（2階 ④番窓口）
☎：52-9083（直通）をお願いします。



保健と福祉（高齢者）

◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します

インフルエンザは、ワクチンを接種することで、ウイルスに感染しても重症化を予防することができます。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5カ月とされています。

※予防接種は体調の良いときに受けましょう。

項目	内容
接種対象者	町内に住所登録があり、次のいずれかに該当する人 ※年齢と住所が確認できるものを持っていきましょう。 ①65歳以上の人（接種日に65歳以上の人）。 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活が制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある人。
接種期間	10月1日（金）～12月31日（金）
接種回数	接種期間内に1人1回
接種場所	町や都城市の協力医療機関は次ページの表のとおりです。 または、かかりつけの病院でご相談ください。 ※予約が必要な場合がありますのでご確認ください。
接種料金（個人負担額）	助成は1人1回です。 個人負担金は1,400円です。 （町が2,900円負担します） ※診察で、接種できないと診断された場合は、負担はありません。

■接種費の助成 =

生活保護世帯の人は、無料で接種できます。

福祉課 社会福祉係で証明書をもってください。

※医療機関には、健康手帳を持っていき、予防接種の記録を残しましょう。

※接種したら、接種済証は必ず保管しておきましょう。

★お問い合わせは、町健康管理センター

☎：52-8481（直通）をお願いします。



《 令和3年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表 》【期間：10月1日(金)から12月31日(金)まで】

※要予約

No. 1～12：町内医療機関 No. 13～108：都城市内医療機関（それぞれに五十音順）

	医療機関名	電話	所在地
1	一心外科医院	52-7788	三股町樺山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町樺山
3	※江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町蓼池
5	※大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※たけしたこども医院	51-0005	三股町樺山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町稗田
9	長倉医院	52-2109	三股町樺山
10	畠中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	ホームクリニックみまた	52-1348	三股町樺山
12	みしま内科クリニック	51-8100	三股町樺山
13	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
14	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
15	有馬医院	23-2610	上長飯町
16	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
17	池之上整形外科	23-2311	上川東
18	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
19	※いわよし耳鼻咽喉科クリニック	36-5555	千町
20	※宇宿医院	25-9031	栄町
21	鶴木循環器内科医院	26-0008	花繰町
22	海老原内科	64-1211	山田町
23	MKクリニック	51-6777	早鈴町
24	大岐医院	57-2025	山之口町
25	※おおくぼクリニック	26-1500	千町
26	大橋クリニック	37-0539	庄内町
27	※柏村内科	22-2616	上町
28	仮屋医院	36-0521	上水流町
29	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
30	川畑医院	46-3225	年見町
31	北原医院	22-4133	北原町
32	教山内科医院	62-1205	高崎町
33	共立医院	22-0213	蔵原町
34	久保原田中医院	22-7700	久保原町
35	※児玉小児科	25-5570	花繰町
36	※小牧病院	24-1212	立野町

	医療機関名	電話	所在地
37	坂元医院	22-0360	牟田町
38	佐々木医院	62-1103	高崎町
39	※三州病院	22-0230	花繰町
40	しげひらクリニック	27-5555	神之山町
41	志々目医院	57-2004	山之口町
42	庄内医院	37-0522	庄内町
43	※城南クリニック	26-3662	大王町
44	※城南病院	23-2844	大王町
45	※すみクリニック内科・循環器内科・小児科	36-7701	東町
46	隅病院	62-1100	高崎町
47	瀬ノ口醫院	25-5155	姫城町
48	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
49	※園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
50	※たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
51	※たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
52	※田口循環器科・内科クリニック	24-0600	下川東
53	※武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
54	※橘病院	23-7236	中町
55	伊達クリニック	36-7088	牟田町
56	※どいクリニック	22-1825	上東町
57	※戸嶋病院	22-1437	郡元
58	都北ごとうクリニック	38-6060	都北町
59	富田医院	23-4586	栄町
60	※永田病院	23-2863	五十町
61	※ながはま整形外科	46-7188	都北町
62	西浦病院	25-1119	広原町
63	※西岳診療所	33-1510	高野町
64	※西元眼科医院	25-8888	中原町
65	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
66	野辺医院	22-0153	上町
67	はしぐち小児科	24-5500	都原町
68	※花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
69	浜田医院	22-1151	牟田町
70	※はまだクリニック	45-2266	祝吉
71	早水公園クリニック	36-6117	早水町
72	※速見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町

	医療機関名	電話	所在地
73	原田医院	26-3330	郡元町
74	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
75	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
76	藤元上町病院	23-4000	上町
77	※藤元総合病院	22-1717	早鈴町
78	※藤元病院	25-1315	早鈴町
79	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
80	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926	東町
81	※松山医院	24-1046	上川東
82	※政所医院	58-2171	高城町
83	※マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
84	※丸田病院	23-7060	八幡町
85	※三嶋内科	24-7171	鷹尾
86	※都城新生病院	22-0280	志比田町
87	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
88	※都城明生病院	38-1120	金田町
89	※宮永病院	22-2015	松元町
90	宗正病院	22-4380	八幡町
91	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
92	※メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
93	※もちお蛸原医院	21-5355	蓑原町
94	※もりぞの耳鼻咽喉科	36-6036	甲斐元町
95	※もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
96	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
97	柳田病院	22-4850	東町
98	柳田クリニック	22-4862	東町
99	※やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
100	※山内小児科医院	22-0048	上町
101	山路医院	64-3133	山田町
102	ゆうクリニック	46-6100	広原町
103	※横山病院（かかりつけの方のみ）	22-2806	都島町
104	※よしかわクリニック	23-9384	前田町
105	※吉松病院	25-1500	蔵原町
106	吉見クリニック	58-5633	高城町
107	吉見病院	58-2335	高城町
108	※ライフクリニック	39-2525	安久町

◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます

「心身障害者福祉手当」は障害者の社会活動の促進、生活意欲の向上や福祉の増進を図ることを目的に支給するものです。支給対象者や申請期限などの詳細は次のとおりです。

支給対象者	10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている在宅の人で、次の①～⑤全てに当てはまる人 ① 老齢年金、障害年金、恩給など、 <u>公的年金を受給していない人</u> ② 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児児童扶養手当の支給を受けていない人 ③ 町に転入してから6カ月を経過した人 ④ 障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤ 町税などの滞納がない人	
申請期限	10月29日（金）まで ※土曜・日曜、祝日を除く ※午前9時～正午、午後1時～5時で受け付けています。 ※入院などの理由で期間中に申請ができない場合は、ご相談ください。	
申請場所	福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）	
申請に必要なもの	・印かん（認め印可、スタンプ式不可） ・身体障害者手帳または療育手帳 ・本人名義の通帳 ・滞納のない証明書 ※本人のもの。 ただし、18歳未満の場合は、扶養義務者（親など）のもの。	
支給額	身体障害者手帳1級～4級 または療育手帳の程度がAの人	1万円／年1回
	身体障害者手帳5級～6級または 療育手帳の程度がB1～B2の人	8,000円／年1回

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
 ☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆農地の相続手続きはお済みですか？

《 相続の手続きについて 》

農地の所有者が亡くなると、その農地を相続する人の名義にするために「**相続登記**」が必要になります。**相続登記**をしないで放っておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに登記を含めた相続の手続きができずに、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか」など、その調査だけで相当の時間がかかり、相続登記費用や手数料も高額になってしまいます。

農地を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができない事態になりますので、**速やかに相続の手続きを行ってください。**

《 相続などにより農地を取得した場合は届出が必要です 》


平成21年に農地法が改正され、相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得などで農地の権利を取得された場合は、農業委員会に届け出ることが必要になりました。

通常、売買などで農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要ですが、相続などによる場合は3条許可を必要としないため、農地を取得した場合はその農地がある農業委員会にすみやかに届け出る必要があります。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則がありますので、ご注意ください。

★お問い合わせは、
 町農業委員会（3階 ③番窓口）
 ☎：52-9087（直通）
 FAX：52-9762
 をお願いします。

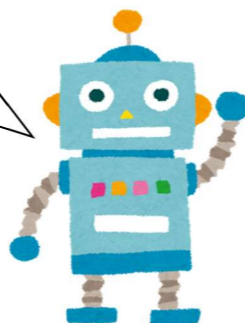


◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	10月16日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町立図書館 多目的ルーム	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。 ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。</p> <p>現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。</p>	

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、

増田親忠 携帯：090-1926-8783

をお願いします。

◆日本弁護士連合会が無料法律相談会を実施します

日本弁護士連合会(日弁連)は、平成21年に「いつでも、どこでも、だれでも良質な司法サービスを受けられる社会」の実現を目指して、「日弁連ひまわり基金」を創設し、翌22年には全国初の公設事務所を開設しました。

このたび、同基金の20周年を記念して、本町で無料法律相談が実施されますので、ぜひご利用ください。

「日弁連ひまわり基金20周年記念無料法律相談会」

■日 時 = 10月23日(土) 午後1時～4時

■場 所 = 町第7地区分館(ホール・会議室)

■内 容 = 法律相談(1枠25分×12枠)

■担当者 = 県弁護士会会員弁護士2名



※事前予約が必要です。

10月15日(金)までに、県弁護士会に電話で予約をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止などの観点から、相談場所が閉鎖された場合には中止となります。

★ご予約・お問い合わせは、

宮崎県弁護士会

☎：0985-22-2466 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

